主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は執行猶予の判決を求めるものであるから、明らかに刑訴四〇五条に定める 上告理由に当らないし、また、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは 認められない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見で主 文のとおり判決する。

昭和二六年七月一二日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	鵉	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官